

平成28年度第1回岡山県介護保険制度推進委員会議事要旨

開催日時 平成28年6月21日（火）15：00～16：45

開催場所 サン・ピーチ OKAYAMA 「ピーチホール」

出席委員 14人出席（うち2人代理出席）

1 開会

2 あいさつ（小寺福祉政策企画監）

3 議事（進行：小池会長）

（1）介護保険事業の施行状況等について

（説明：長寿社会課）

【委員の意見等】

- 委員 岡山県の介護保険制度の運営状況を県として、どのように評価しているか。資料にはないが、特別養護老人ホームの入所待機者が問題とされているが、改善されているのか。昨年度の介護保険制度の改正による自己負担額の引き上げ等に対する苦情や困っているという話が報道されているが、県として何か把握しているか。要支援者に対する通所介護、訪問介護が総合事業に移行することとなったが、県内での影響はどうか。
- 事務局 このままの制度運営では、後年度には厳しい運営となるという印象をもっている。特別養護老人ホームの入所申込者の状況については、今年度、厚生労働省からの全国調査の依頼を受けて、県内でも調査中である。全国調査の結果を踏まえて評価していきたい。県は、市町村等から苦情や困っているという相談を聞いていない。総合事業への移行については、県内では4市町村が先行しており、残りの市町村は来年4月に向けて準備中である。多様なサービスを提供すべく独自の取組を進めていると聞いており、県としては支援していきたいと考えている。
- 委員 特別養護老人ホームの調査結果は、取りまとめれば公表してもらいたい。特別養護老人ホーム入所待機者の行き先の1つとして、サービス付き高齢者向け住宅の存在は大きいと考える。次回のとりまとめの際には、サービス付き高齢者向け住宅の情報も併せて、提示してもらいたい。
- 委員 特別養護老人ホーム入所待機者の数については、地域によっては激減している。岡山市、倉敷市は多くの待機者がいると聞いているが、その周辺部では待機者は減っている。津山市、真庭市周辺部では、仮に100人の入所待機者数があっても、実際はその3分の1程度の方が直ぐの入所を希望され、残りは直ぐには入所しないのが現状。理由としては、サービス付き高齢者向け住宅がたくさんできたなどの色々な事情により、待機者が減っているのを実感している。入居者に悩む地域も出てきており、施設整備もそろそろよく考え

てもらいたい。急ぎであれば、周辺部の特別養護老人ホームに入所を申し込めば、早く入所できるのではないかな。

利用者の2割負担については、持っている方から頂いているので、施設側としては思ったほど影響は感じていない。しかし、割高感を利用者とその家族は感じていると思うので、こういう方々は有料老人ホームに流れていく可能性がある。

県老人福祉施設協議会の加入事業所について、通所介護事業所が昨年7事業所廃業した。理由は人員不足と介護報酬が下がったことと聞いている。社会福祉法人が運営している通所介護が減っているが、これでよいのかと思っている。民間も廃業するところもあるし、逆に、あらたに開設されるところもあり、評価はできない。いずれにしても、通所介護は必要な事業所であるので、現在の数で推移できればよいと思う。ただし、カジノ型デイサービスやグルメデイサービスとか内容的なものの検討は必要と思う。

サービス付き高齢者向け住宅については、トラブルが多いと聞く。経営者が変わるところが多い。経営者が変わってもうまくいかない。また、居宅介護支援事業者が紹介しても、あとから苦情が多く困ったという例も聞く。健全な運営を心がけてもらいたい。

○委員 介護保険制度の施設だけでなく、病院も含めた全体で慢性期の方々の入所入院の数とこれからの見込みデータも提示してもらわないと、介護保険制度の中だけでは、議論ができなくなっている。医療保険の中に入っている施設のデータもいっしょに出して検討できるようにしてもらいたい。サービス付き高齢者向け住宅の数もお願いしたい。

○委員 地域医療構想は医療のマーケティングである。将来の医療の必要量を定め事業計画を立てようという投げかけをしているもの。介護も同じように介護の必要量を示していかなければいけない。デイサービスや小規模多機能型居宅介護は多くあり、これからは共倒れを起こす懸念がある。また、経営規模の大きく全国展開する介護サービス事業者が勝ってしまい、地域密着の小規模を売りにしている介護サービス事業者が不利になることもおこりかねない。介護もマーケティングの視点をもって、将来の介護の必要量をもっと的確に見定めるべき。1度起業してしまうと20年間の借入金の返済をしながらの経営をしなければならない。倒産は地域にとってもよくないことである。これらを含めて事業計画の検討をしてもらいたい。

また、空き家の利用という視点。地域で空き家が増えてきており、低所得者の受け皿としていくかは、いろいろな方針はあるだろうが、空き家の利用も含めたきめ細やかな事業計画を示す必要がある。

サービス付き高齢者向け住宅は、原則住まいだから、本人が選択すればずっと住むことができる。介護保険施設の範疇外であるので、この点では峻別する必要がある。

介護保険施設は、利用者が亡くなるまでベッドを占有するということは、介護保険の原則からなじまないが、被保険者の共通社会資源として、どういう利用形態がよいのか、どういう人が利用するのかの検討も必要である。低所得者には、特別養護老人ホーム、中間所得者以上の方は、サービス付き高齢者向け住宅を利用という傾向があるようだが、所得

に応じた住まい、介護サービスに過不足がないのか気になっている。

事業の必要量を見極めるためには、市町村、日常生活圏域ごとに見ていくことも必要である。以上がお願いごと。

次に質問がある。地域包括ケア「見える化」システムが稼働していると聞くと、県内各市町村に各市町村別の見える化システムデータは届いているのかどうか。県の適正化事業において、今年度はじめてメニューに加えられた見える化システムを前提として、県が市町村へ専門家を派遣するという事業があるが、県として市町村へ専門家を派遣する予定があるのか。派遣するのであればどのような方を派遣するのか。

○事務局 見える化システムについては、国からは4つのグラフの見せ方がリリースされているだけ。来月（7月）21日にはグラフの種類が増える予定であり、そこから市町村も活用しやすくなると思われる。県としては、見える化システムの操作の仕方の実習を各市町村職員に対して既に行っている。適正化の研修を通して、市町村職員が見える化システムのデータを活用して、給付を分析するスキルをあげるための研修を今年度企画している。

適正化事業での専門家の派遣については、5期計画中に借入れをした市町村にターゲットを絞って、そこに専門家を派遣するという一方で、県から働きかけをしたが、保険者がなんとか自力で運営しているの見送りたいとのことから、県としても断念している。来年度以降、根気強く保険者にいっしょにやっていくことを働きかけたい。

○委員 県に専門家がいますか。文書では、都道府県から市町村に派遣するとなっていたが。

○事務局 国が専門家を派遣するという事業です。都道府県が国に申請をしたら、その都道府県に対して国から専門家が派遣され、専門家と県と一緒に保険者を支援するという事業である。

(2) その他

医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画（案）【介護分】について本題については、非公開で審議することが決定された。

4 閉会